

パキスタンの MFI ワシール財団のイスラム法適格マイクロファイナンス商品企画国際コンテスト優勝

2014 年 6 月 30 日

日本発の社会貢献ファンドレイジング研究会

2014 年 6 月 17 日、CGAP(注)は“Pakistan’s Wasil Foundation Wins Islamic Microfinance Challenge”と題する記事を発表したところ、非常に興味深いのでその要旨を解説を交え以下のとおりご報告します。なお、解説部分はあくまで、当研究会の解釈であり、内容の正確さを保証するものではなく、疑問がある場合は、直接財団にご照会願います。

(<http://www.cgap.org/news/pakistan%E2%80%99s-wasil-foundation-wins-islamic-microfinance-challenge>)

(注) CGAP: Consultative Group to Assist the Poor:金融包摂の政策研究を目的に 1995 年に創設された「貧困層支援協議グループ」。世銀本部内に事務所を設けており、現在 34 の主要国援助機関で構成されるグローバル・パートナーシップ

ポイント

- 6 月 17 日、イスラム金融の最もポピュラーな形態である「ムラーバハ」を超えて**イスラム法適格のマイクロファイナンス(MF)サービスを多様化させ、業界を発展させるための提案を競い合う国際コンテストの結果が発表された。**
- パキスタンにおいて、2010 年に通常型 MF 機関(MFI)から**イスラム法適格商品のみを提供する MFI に脱皮したワシール財団 (Wasil Foundation) が優勝。**
- ワシール財団は、将来収穫される作物代金の事前支払いに適用される「サラーム」と土地所有者からワシール財団が賃貸した農地を貧困農民に転貸して作物栽培を可能にし、定期的に賃貸料を収めてもらう「イジャーラ」方式のパッケージを提案。

1. イスラム法適格のマイクロファイナンスの革新的な取組みを後押し発展させるための国際コンテスト「Islamic Microfinance Challenge 2013: Beyond Murabaha」が、CGAP、イスラム開発銀行(IDB)、アル・バラカ銀行、トリプル・ジャンプの支援により実施され、パキスタンのイスラム法適格 MF 商品のみを提供する MFI である「Wasil Foundation」が小規模農家向け金融商品パッケージを提案し、優勝者として 10 万ドルを獲得した。同コンテストは、「イスラム金融の最もポピュラーな形態であるムラーバハ(Murabaha)を超えたイスラム法適格のマイクロファイナンスの挑戦」というテーマで実施された。コンテストには、11 か国の MFI が応募し、ショートリストに残ったその他の MFI は、スーダンのハルツーム銀行とキルギスタンの Kampanion Investment であった。両者とも、損益分担型商品形態(参考 3 参照)であるムダーラバ(Mudaraba)を紹介した。

2. Wasil Foundation が今回提案した商品パッケージは、Salam(将来の収穫期の農産品の納入を見据えて、その代金相当額を農家に事前に支払う金融商品形態)と Ijara(MFI が顧客に商品をリースし、顧客がリース料を支払う形態の金融商品。Wasil Foundation の場合は、所有者から Wasil が借り上げた土地を農民に農地としてリースし、使用料を定期的に徴収する金融商品形態)という二つの商品から成っている。フルーツ・野菜生産者や生花栽培者は、月極めのレンタル料金を支払い、コメ生産者や小麦生産者は、収穫後に作物を納入する。

3. Wasil Foundation の創設者兼 CEO であるファリーダ・ターレク(Farida Tariq) 女史は、「パキスタンの貧困削減には、農民に焦点をあてる必要があるが、多くの農家は、宗教的な理由から利子をとる貸付の利用を控える傾向にある」と発言し、今後のイスラム法適格の MF 商品の多様化に期待を表明した。

(参考1) Wasil Foundation について

1) 1992 年、自主的社会福祉機関法(1961 年制定)により誕生した**女性協同開発センター(仮訳: Center for Women Co-operative Development: CWCD)**として知られていたパキスタンの NGO で、現在は、会社法(1984 年制定)により、「Wasil Foundation」と登録され、2012 年に正味財産の移転を成し遂げた。

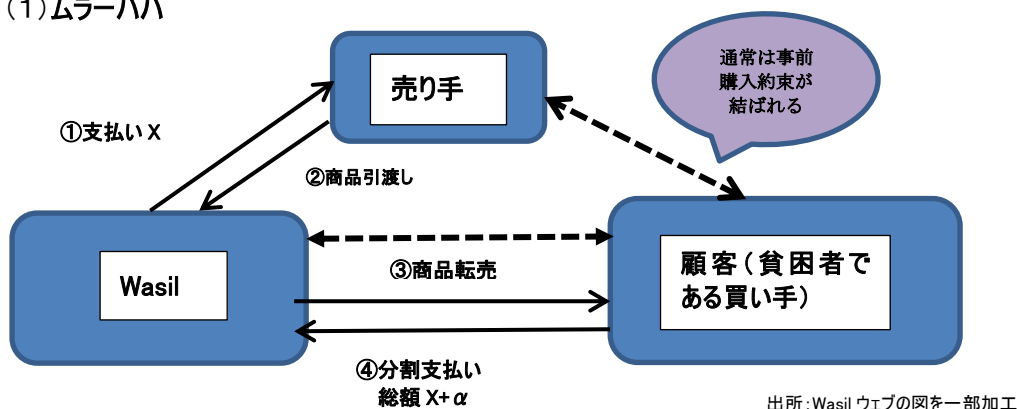
2) Wasil Foundation は、発足以来、企業開発とバリューチェーンの創設を通じて貧困を削減することを目的に掲げ、献身してきた。組織目標は、マイクロクレジットと企業開発プログラムを通じて、貧困コミュニティを経済的にエンパワーすること。

3) 2009 年に Wasil Foundation は、その活動にイスラム金融を取り込み、**2010 年には、純粋なイスラム法適格のマイクロファイナンス機関に生まれ変わった。**

4) イスラム法適格のマイクロファイナンス機関として、Wasil Foundation は①ムラーバハ、②サラーム、③イスティスナア、④イジャラ、⑤所有権逓減型ムシャラカの5つのサービスを導入した。

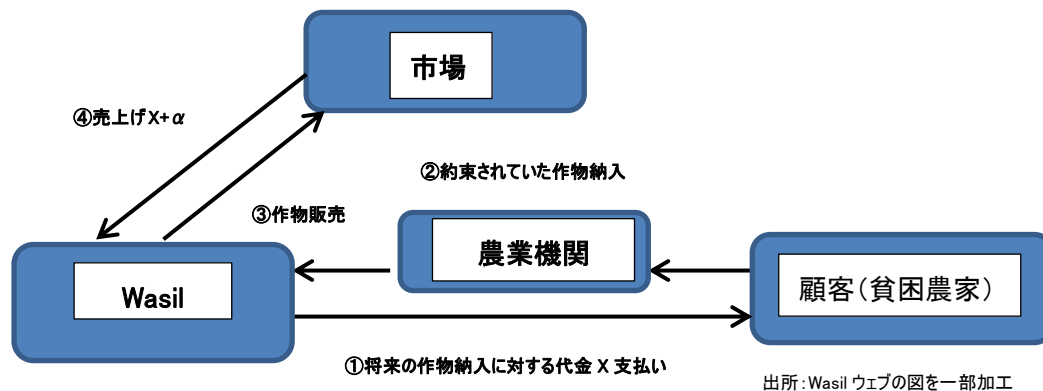
【5つのイスラム金融商品形態概説】

(1) ムラーバハ



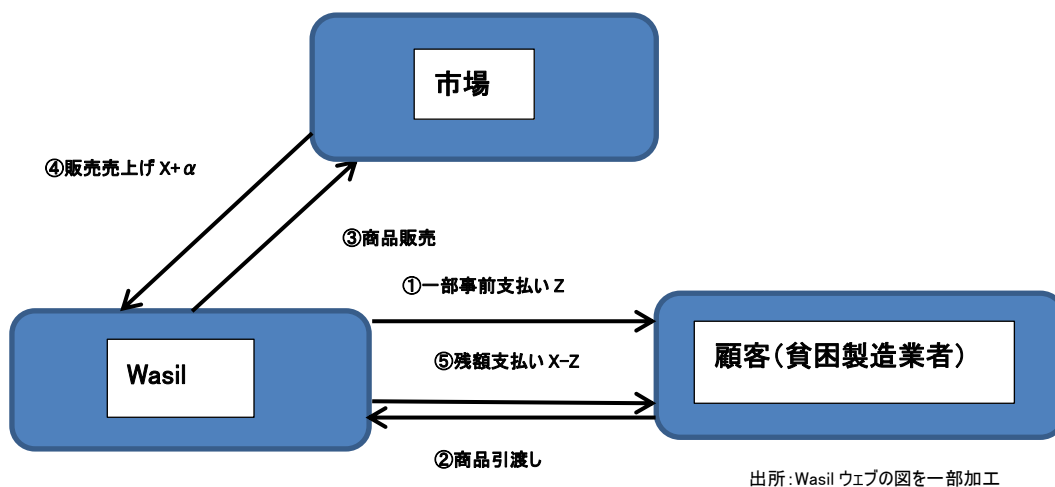
- 通常のムラーバハは、売り手と買い手の間または、イスラム金融機関と買い手の間で、商品の売り手への支払い・調達に先立ち、売買約束(ワアド) (←----→) が成立しているはずであるが、Wasil の場合は、買い手との約束なしに、売り手から商品を調達。
- 調達対象は、家畜や青果物や小店舗・行商人向けの商品。

(2) サラーム



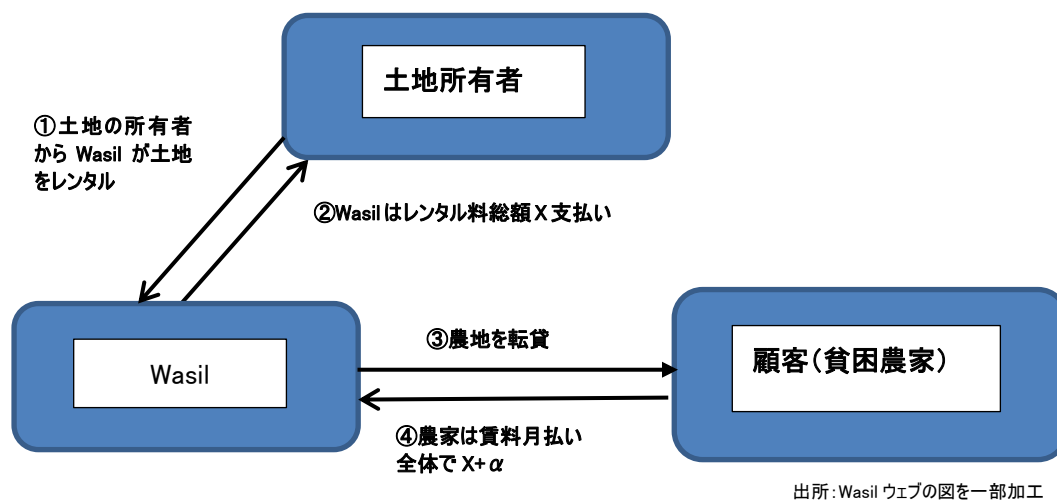
- サラームは、主に作物の作付前の代金を事前に支払う形態の商品。販売価格、引き渡し時期、数量、品質については、事前に合意しておく必要がある(注: イスラム法では商品取引にガラルと呼ばれる不確定性を残してはいけないとされている)
- Wasil は、納入された作物を市場で販売し、顧客に支払った代金 $X + \alpha$ の売り上げを目指す。
- ただし、作物は天候等に大きく影響されることから、不作に備えた保険等の商品も付随して必要になると考えられる。

3. イスティスナア



●ここでのイスティスナアは、貧困製造業者である顧客が、発注元(Wasil)からの設計図・仕様の提示と一部代金(z)の支払いを受けて、住宅等の商品を製造し、Wasilに引き渡す。Wasilは、その商品を市場で販売し、売上の中から、顧客に残金($x-z$)を支払う。Wasilは全体で x を顧客に支払うが、商品の販売を通じて $x + \alpha$ の売り上げを実現する。

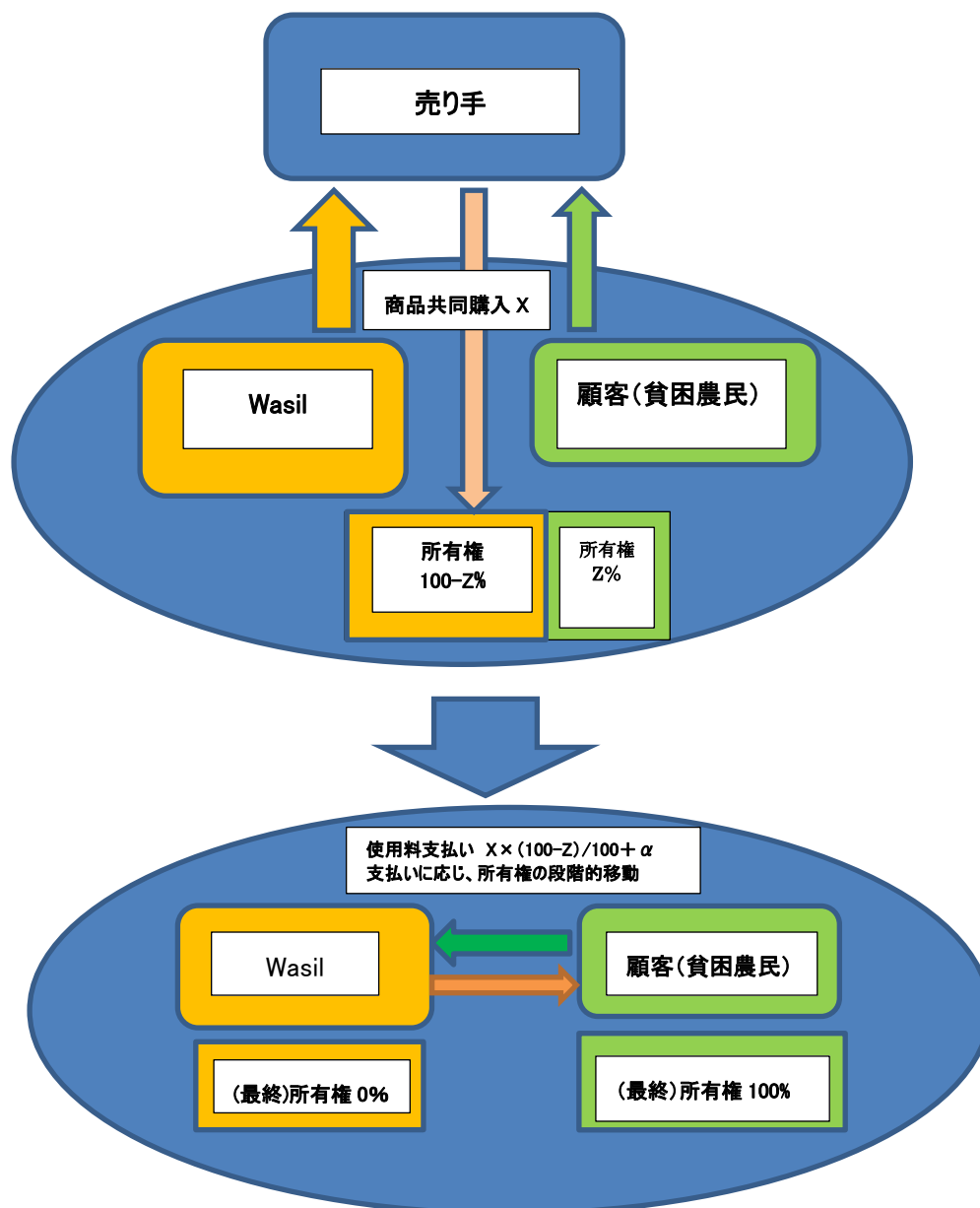
4. イジャラ



●通常のイジャラは、イスラム金融機関が商品(例えばトラクター)を購入し、それを顧客に転貸し、顧客である貧困農家は、その商品を用いて生産活動に従事し、その利益で賃料を支払う形態である。商品の所有権は、イスラム金融機関が維持するが、顧客の賃貸料完了時に所有権が金融機関から、顧客に移動する形態もある。

●Wasil のケースは、Wasil が土地の所有者になるのではなく、土地を総賃料 X でレンタルし、それを顧客である貧困層民に転貸することによって、月極めの賃貸収入を得るとともに、最終的には $X + \alpha$ の売り上げを確保する。

5. 所有権逦減型ムシャーラカ



出所:Wasil ウェブの説明に基づき、イメージを図式化

- 所有権低減型ムシャーラカにおいては、たとえば、顧客がWasilとともに住宅を売り手から共同購入し、その際の所有権は、顧客が $z\%$ 、Wasil が $100-z\%$ でスタートするが、顧客があらかじめ合意された月極めの使用料を Wasil に収めることによって、徐々に所有権が顧客に移転し、最終的には、顧客が 100% の所有権を得ることになる。

(参考2) イスラム金融の基本原則

- ① お金はそれ自身では、価値を生み出さない⇒お金は生産的な活動を行う他の資源に投入されることによってのみ、その価値を増大させることができる。 利息は回避されないといけない

- ② 資金提供者は、ビジネスのリスクを共有しないといけない⇒資金提供者は、リスクを冒さず配当が自動的に期待される出資者ではなく、あくまで損益を分担する投資家である。
- ③ 投資対象の制限⇒イスラム法と相いれない活動(アルコールや豚肉の消費、ギャンブル、ポルノ、覚せい剤などの活動)には資金は提供されない。このためシャリア・ボード(イスラム法学者の合議体)に見解を求める必要が出て来る
- ④ 契約を欺かない⇒関係当事者双方を保護するため、契約は双方の合意が必要であり、具体的条件が明確に規定されなければならない(ガラルと呼ばれる不確実性を避ける必要がある)。

出所:CGAP フォーカス・ノート Mayada. 2013 1 頁 Box1.参照

(参考3)利息はだめでも投資は推奨

- ・ イスラム教創始者である預言者ムハンマドは 25 才頃に当時 40 歳ぐらいの最初の妻となったハディースと結婚。
- ・ ハディースは、前夫が残した資産を活用し、キャラバン(隊商)への投資資金を提供していた。
- ・ 当時隊商がアラビア半島と各地を結んで交易していたが、隊商の派遣にスポンサーが資金を提供し、交易の結果としてもたらされた利益を分かち合い、もし、隊商の派遣が失敗した場合は、損失を甘受するという慣行があった。
- ・ お金が自動的にお金を生み出すのではなく、損益を分かち合う投資、すなわちムダーラバやムシャーラカは、イスラム法との関係で最も望ましいビジネス形態と考えられている。
- ・ ハディースは最初のムスリマ(イスラム教に入信)になった人とされている。

(出所:小杉 1994、小杉泰、長岡慎介 2010 他を整理)

(参考文献)

16 Jun. 2014, "Innovation in Islamic Microfinance", CGAP, Washington, D.C.

<http://www.cgap.org/news/innovation-islamic-microfinance>

Kai Bucher Jun. 2014 "Pakistan's Wasil Foundation Wins Islamic Microfinance Challenge", CGAP, Washington, D.C.

<http://www.cgap.org/news/pakistan%E2%80%99s-wasil-foundation-wins-islamic-microfinance-challenge>

Mayada El-Zoghbi and Michel Tarazi, 2013, "Trends in Sharia-Compliant Financial Inclusion", CGAP Focus Note, Washington D.C.

北村歳治、吉田悦章 2008、『現代のイスラム金融』,日経 BP 社。

小杉泰 1994、『イスラムとは何かーその宗教・社会・文化』,講談社現代新書。

小杉泰、長岡慎介 2010, 『イスラム銀行』,山川出版社。

田原一彦 2009,『日本法制下のイスラム金融取引』,イスラム世界研究第 2 巻 2 号(188-197 頁)。

長岡慎介 2011, 『現代イスラム金融論』,名古屋大学出版会。

日経ビジネス 2013.9.23, 『イスラム・パワー:16 億人の知られざる世界』(28-56 頁)。